介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会	
第２回（Ｒ６.10.15）	資料４

通信機能を有する福祉用具の評価・検討について

通信機能を有する福祉用具の現状・整理①

平成27年に告示の解釈通知を改正した際に、認知症老人徘徊感知機器の通信機能について検討を行い、「福祉用具の種目に相当する部分」と「通信機能に相当する部分」を区分できる場合に限って給付の対象とした。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

（平成12年１月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）（赤字・下線は事務局）

第一

１～２　（略）

３　複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、 次のとおり取り扱う。

①　それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

②　区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、 法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

（以下略）

通信機能を有する福祉用具の現状・整理②

併せて、平成27年には複合機能を有する福祉用具について保険給付の対象となるケースを整理した。

検討会での議論

（介護保険の給付対象となる福祉用具について、２つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合については、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしたが、）

福祉用具に求める機能以外に他の機能が付加されると、福祉用具の貸与（購入）価格が上がり、給付費の増大につながることを防止するための措置であり、一方で、福祉用具の機能を高め利便性が向上する複合機能もあることから、利用者の選択肢を充実させるといった観点から、保険対象種目に該当しない機能を利用者が必要に応じて追加し用いることを認めるため、具体的には「それぞれの機能を有する部分を区分できる場合」の保険対象種目の考え方を整理している。

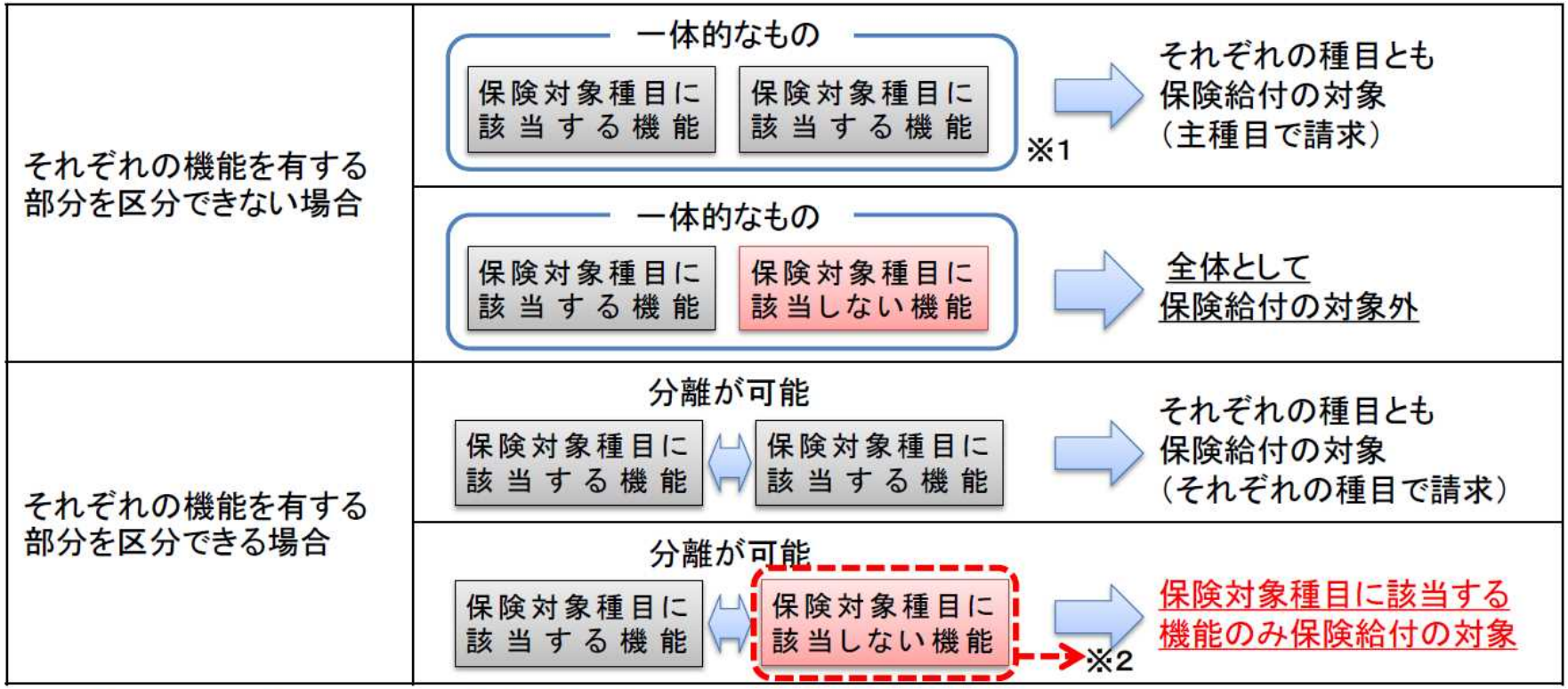

※1　特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。
※2　保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。

通信機能を有する福祉用具の現状・整理③

令和２年度に福祉用具･住宅改修の種目･種類の評価・検討の進め方について議論した際に、通信機能を含む、複合機能を備えた福祉用具については、「本来目的の機能と一体不可分な機能であること」等の「考慮する視点」を示した上で、この整理に沿って総合的に勘案し評価することが望ましいとされたが、実態を踏まえ当時は通知等の見直しには至っていない。

③保険適用の合理性の考え方

複合機能の評価方法

○　複合機能の評価にあたっては、利用者にとって不要な機能かどうかは個々の状況によって様々なことから、保険者や福祉用具専門相談員において、個別の適用の際に判断することが考えられる一方、判断結果にばらつきが生じる恐れがある。

○　そのため、介護保険の福祉用具本来の目的である利用者本人の自立助長や介助者の負担軽減に寄与するものかどうかの観点から、総合的に勘案する。

（考慮する視点）

・本来目的の機能と一体不可分な機能であるもの（本来目的を果たすための機能として必要かどうか、本来機能を補完するものかどうかにより判断。）

・複合機能が日常生活における機能として欠かせない。

※　現行において、通信機能を有する福祉用具で認められているものは「認知症老人徘徊感知機器」のみであるが、上記の整理に照らすと、通信機能であっても上記の考え方に当てはまる場合は、評価を行う。

複合機能を搭載した福祉用具のメンテナンス

通信機能等を搭載した福祉用具においては、事業者だけではメンテナンスが困難な場合が想定されることから、当該福祉用具のメンテナンスに関しては、開発企業等と連携することも含めて、対応を促していく。

※出典：令和３年度第１回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会　参考資料３「介護保険福祉用具における評価検討の視点」Ｐ５より抜粋して作成

通信機能の有無による比較①（電動車いす）

通信機能の用途の相違により介護保険適用の有無が異なっている事例

	①WHILL　Model　C2	②WHILL　Model　CK２	③WHILL　Model　CK
価格	487,000円 レンタルなし	487,000円 レンタル26,700円／月	450,000円 レンタル26,430円／月
通信	Bluetooth対応	Bluetooth対応	–
通信機能の用途(目的)	リモート操作機能等（スマートフォンによる遠隔操作）	メンテナンス対応（スマートフォンによる機器情報収集）	–
（参考）介護保険適用（テクノエイド協会HPより）	×	○	○
備考	令和2年9月発売	令和2年9月発売	平成29年４月発売

※出典　公益財団法人テクノエイド協会　「福祉用具情報システム」（https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）より作成（令和6年9月時点）

※製品の掲載に当たっては製造した企業の許諾を得て行っている。

通信機能の有無による比較②（特殊寝台）

通信機能を備えるが、本体と受信端末を分離し、居宅内での通信に要する費用は保険適用外と整理している事例

	楽匠プラス （KQ-A6311 Hタイプ　3モーション　多機能ボード　91㎝幅） 令和2年8月発売	楽匠Z 3モーション　セーフティーラウンドボード （KQ-7331　3モーター　91㎝幅） 平成26年1月発売
価格	オープン価格 レンタル　10,600円／月	オープン価格 レンタル　10,430円／月
通信	Bluetooth対応	搭載なし
通信機能の用途(目的)	・ベッドのリクライニング等の操作 （スマートフォンによるベッド操作） ・呼び出し通知を送信できる （専用端末及びスマートフォンで受信）	－
（参考） 介護保険適用 （テクノエイド協会HPより）	○	○
備考	・本体と受信器（スマートフォン、専用端末）は分離されており、通信部分は保険外と整理されている。 ・実際はベット本体に発信する機能は搭載されている。	

※出典　公益財団法人テクノエイド協会　「福祉用具情報システム」（https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）より作成（令和6年9月時点）

※製品の掲載に当たっては製造した企業の許諾を得て行っている。

通信機能の有無による比較③（ポータブルトイレ）

排泄状況の把握等のため、居宅外を含めた通信が可能であるが、介護保険の適用外となっている事例

	FX-30　自動計測タイプ	FX-30　標準便座	（参考）家具調トイレセレクトR 標準便座
価格	132,000円	40,150円	78,100円
通信	Wi-Fi対応	搭載なし	搭載なし
通信機能の用途(目的)	排泄状況の自動計測 （排泄重量、着座時刻、着座時間） 排泄関連の情報通知 （着座、離座、バケツ交換等）	－	－
（参考） 介護保険適用 （テクノエイド協会HPより）	×	○	○
備考	・ケアの質の改善に関する情報を、負担なく取得するための通信機能		

※出典　公益財団法人テクノエイド協会　「福祉用具情報システム」（https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）より作成（令和6年9月時点）

※製品の掲載に当たっては製造した企業の許諾を得て行っている。

通信機能の有無による比較④（歩行器）

同一メーカーの電動アシスト付き歩行支援用具の開発において、通信機能を搭載した事例

	RT.1	RT.2	RT.3
価格	250,800円（参考価格） レンタルなし	133,800円 レンタル　6,930円／月	149,000円 レンタル　7,740円／月
通信	GPSと３G対応	搭載なし	搭載なし
通信機能の用途(目的)	利用者の情報収集 （活動量測定） （見守り&位置情報確認） （緊急通知）	－	－
（参考）介護保険適用（テクノエイド協会HPより）	×	○	○
備考	令和6年5月31日販売終了	・音声機能付 ・生産終了（販売中）	・音声機能付

※出典（RT.2及びRT.3）公益財団法人テクノエイド協会　「福祉用具情報システム」（https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）より作成（令和6年9月時点）

※RT.1はRT.ワークス株式会社の許諾を得てHPを参照し作成（参照先：https://www.rtworks.co.jp/product/rt1.html）

通信機能を有する福祉用具の現状・課題及び論点①

【現状】

○通信機能を備えた「認知症老人徘徊感知機器」については、当該福祉用具の種目に相当する部分と外部通信機能の部分が物理的に区分できる場合に限り、福祉用具の種目に相当する部分のみを給付対象としてきた。

○通信機能部分を福祉用具とは別の外付け（オプション）として販売するケースもあるが、近年、通信機能が搭載され、福祉用具の本来目的である機能とは別の機能を備えた福祉用具の開発も増えている。

【課題】

スマートフォン等の普及により各種データの取得・分析が容易になり、居宅内に限定されない通信機能を備えた福祉用具の将来性が期待されるが、通信機能部分の物理的な分離を求め、分離できないものは用具自体を給付の対象外としている現行制度が、開発企業の技術開発の方向性を制約してしまう恐れがある。

【論点】

「認知症老人徘徊感知機器」以外の通信機能を備えた福祉用具も、物理的な分離を要する前提を見直し、通信に要する費用（通信費、通信環境の整備費用、通信機器部分のメンテナンス・修理交換）が明確に分離されれば、通信機能を備えた福祉用具として本体部分を給付の対象とすることも考えられるが、その場合にどのような課題が考えられるか。

通信機能を有する福祉用具の現状・課題及び論点②

【現状】

福祉用具の本来目的である機能と一体不可分である通信機能については、「認知症老人徘徊感知機器」も含め、介助者が居宅内にいることを前提として個別に検討し評価を行っている。

【課題】

単身高齢者が増加し、また、介護離職防止の観点から働きながら必要な介助ができる環境整備が求められる中、介助者が居宅の外にいる場合でも通信により利用者に関する必要な情報を把握するニーズが高まる可能性があるが、現在は居宅外との通信が可能な機能を備えた福祉用具を評価できていない。

【論点】

福祉用具の本来目的と一体不可分な通信機能を備えた福祉用具の検討・評価のあり方として、介助者の負担軽減の観点からも、居宅外で端末機器を利用する場面も含めて、個別に検討・評価することとしてはどうか。また、その場合に、どのような課題が考えられるか。